

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第五十五号

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良  
県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第十二項中「指定地域密着型サービス基準」という。の下に「第二十  
条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基  
準」を加える。

### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。